

令和8年度

和歌山県事業者向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金

申請の手引き



2050年
カーボンニュートラルわかやま



令和8年5月

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課

補助金の申請をされる皆さまへ

補助金の申請にあたっては、「和歌山県事業者向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱」や「本手引き」、「よくある質問」をよく確認いただき、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1 補助制度の概要

和歌山県では、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本県における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する方に対し、補助金を交付します。

なお、本補助金は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用して実施します。

2 補助対象設備等

【共通要件】

- 本県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した施工業者によって設置されるものであること。
[説明会受講済み施工業者一覧](#)
- 本県の区域内（脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業に採択されている県内団体*の区域内を除く。）に設置されるものであること。*和歌山市、那智勝浦町
※和歌山市、那智勝浦町は各々環境省から交付を受け、事業を実施しています。詳細は各市町へお問い合わせください。
- エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- 各種法令等に遵守した設備であること。
- 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。
- 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。
- リース設備又は第三者が所有するものでないこと。

【設備ごとの要件】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に太陽光発電設備を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none">• 本事業で導入する蓄電池と同時に設置するものであること。• ※太陽光発電設備のみの申請はできません。• FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと。• 自己託送を行わないこと。• 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以

	<p>上を自家消費すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 ・既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレース）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、以下の a～d を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> a リプレース後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること。 b 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。 c 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買い取り制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。 d 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。 ・その他国実施要領別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
<p>補助金額 (定額補助)</p>	<p>下記の単価に太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。 5 万円/kW（上限額 250 万円）</p>

②蓄電池

<p>補助対象者</p>	<p>自ら事業を行う県内の事業所に蓄電池を設置する方</p>
<p>補助対象設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 ※蓄電池のみの申請はできません。 ・家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 ※目標価格以下の蓄電システムとなるよう、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行ってください。 ・据置型（定置型）のものであること。 ・申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業で「蓄電システム登録済製品」として、公表しているものであること。 《参考》ZEH Web 蓄電システム登録済製品一覧検索

	https://zehweb.jp/registration/battery/ ・その他国実施要領別紙2の2. ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。
補助金額 (定率補助)	下記の単価に蓄電容量を乗じて得た額。 蓄電池の価格(円/kWh)(※)×1/3(上限320万円) ※下記価格を上限とする。 家庭用(20kWh以下):14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き) 業務用(20kWh超):16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)

【蓄電池の補助金額の算定方法】

例1. 蓄電容量10kWh(家庭用)、130万円(工事費込み・税抜き)

$$130 \text{ 万円} \div 10 \text{ kWh} = 13 \text{ 万円/kWh}$$

→14.1万円/kWh以下であるため、

$$130 \text{ 万円} \times 1/3 = 43.33 \dots \text{ 万円}$$

→千円未満の端数を切り捨てた43万3千円が補助金額となる。

例2. 蓄電容量50kWh(業務用)、850万円(工事費込み・税抜き)

$$850 \text{ 万円} \div 50 \text{ kWh} = 17 \text{ 万円/kWh}$$

→16.0万円/kWhを超えるため、

$$16.0 \text{ 万円/kWh} \times 1/3 \times 50 \text{ kWh} = 266.66 \dots \text{ 万円}$$

→千円未満の端数を切り捨てた266万6千円が補助金額となる。

※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

③高効率空調機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率空調機器を設置する方
補助対象設備	・既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。 ・既存設備に替えて導入するものであること。 ※設置に際して工事を伴わないものは補助対象外です。
補助金額 (定率補助)	高効率空調機器の価格(工事費込み・税抜き)×1/2(上限600万円)

④高効率照明機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率照明機器を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調光制御機能を有するLEDであること。 ・既存設備に替えて導入するものであること。 <p>※調光制御機能とは、下記①～③のいずれかの機能を指し、リモコン等により手動で調光するものは対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能） ③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能） <p>※設置に際して工事を伴わないもの、LED照明からLED照明への交換は補助対象外です。</p>
補助金額 (定率補助)	高効率照明機器の価格（工事費込み・税抜き）×1/2（上限300万円）

⑤高効率給湯機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率給湯機器を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。 ・既存設備に替えて導入するものであること。 <p>※設置に際して工事を伴わないものは補助対象外です。</p>
補助金額 (定率補助)	高効率給湯機器の価格（工事費込み・税抜き）×1/2（上限250万円）

3 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別表第1に定める経費です。

なお、一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

区分	費用	細分
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費
		労務費
		直接経費
	（間接工事費）	共通仮設費
		現場管理費
		一般管理費
	付帯工事費	
機械器具費		
測量及試験費		
設備費	設備費	
業務費	業務費	
事務費	事務費	

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別表第1抜粋

★処分・撤去費について

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

※新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用や、これらに伴う運搬費用及び処分費用は対象

※有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため補助対象外

※アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、補助対象外

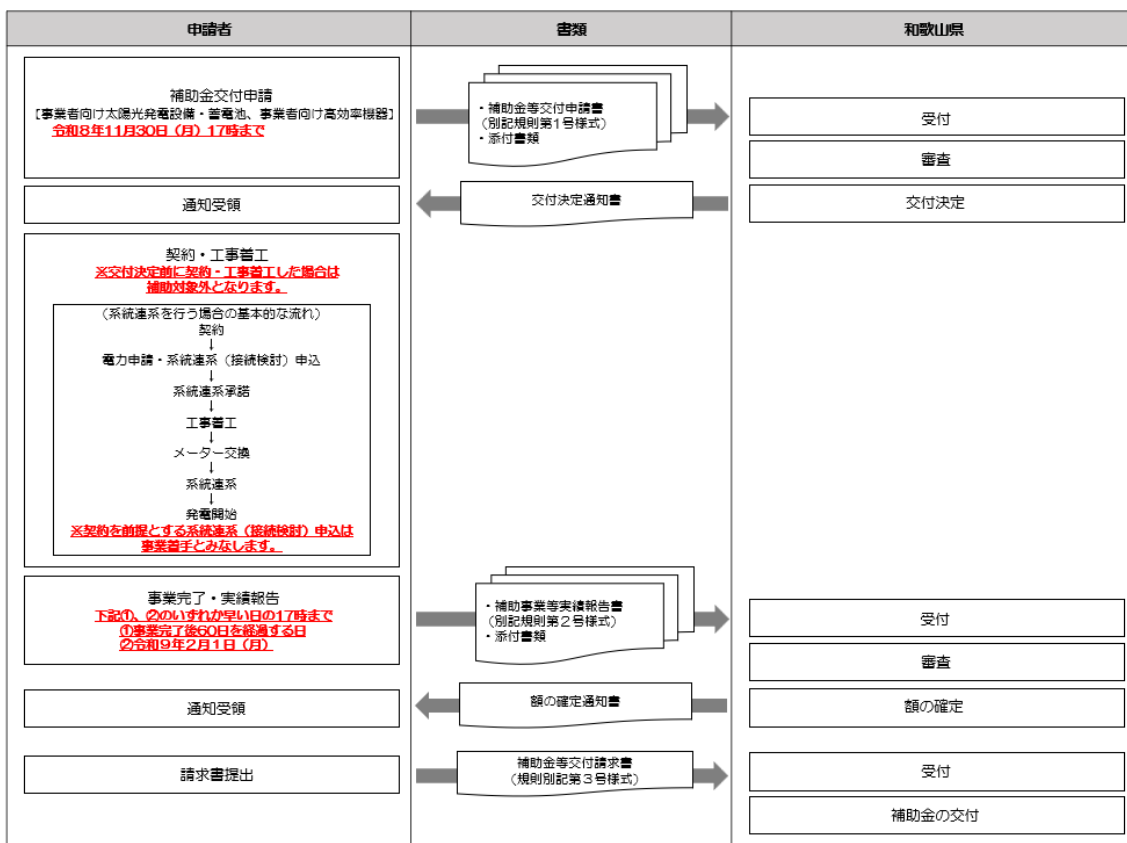
4 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

※事業着手（契約・工事着工）は必ず、県からの交付決定日以降にしてください。県からの交付決定前に事業着手（契約・工事着工）したものは補助対象外となります。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手とみなします。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。



5 交付申請について

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）10時から令和8年11月30日（月）17時まで（先着順）

※予算がなくなり次第、終了とします。

※申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 脱炭素推進班（県庁本館4階）

(4) 提出書類

	太陽光発電設備(自家消費型)	蓄電池	高効率空調機器	高効率照明機器	高効率給湯機器	備考
交付申請書(別記規則第1号様式)	○	○	○	○	○	
事業計画書(別記第1号様式)	○	○	○	○	○	
自家消費計画書(別記第2号様式)	○	—	—	—	—	・「年間発電量見込」及び「過去1年間の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付すること。(新築の場合は、「年間発電量見込」の根拠資料のみ添付すること。)
収支予算書(別記第3号様式)	○	○	○	○	○	
役員名簿(別記第4号様式)	△	△	△	△	△	・法人の場合のみ提出すること。
法人の登記事項証明書	△	△	△	△	△	・原本(発行日から3か月以内のもの)。 ・法人の場合のみ提出すること。
直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し	△	△	△	△	△	・個人事業主の場合のみ提出すること。 ・確定申告書の写しを提出する場合は、確定申告書及び青色申告書決算書(白色申告者については収支内訳書)を提出すること。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	○	○	○	○	○	・原本(発行日から3か月以内のもの)。 ・登記情報提供サービスは不可。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する事業所を所有していない場合は、実績報告時に提出すること。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)	○	○	○	○	○	・申請者あて発行されたもの(フルネームを確認できること)で、申請時において有効期限内のもの。 ・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・原則、複数の施工業者から見積をとり、比較を行うこと。
補助対象設備の配置図及び事業所の位置図	○	○	○	○	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。 ・近隣のランドマーク(公園や学校等)を含む住宅地図等に赤枠等で事業所の位置を示すこと。

補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所が分かるようマーカー等で示すこと。 ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙の写しも提出すること。 ・高効率照明機器については、調光制御機能を有することが確認できること。
既存設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	—	—	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所が分かるようマーカー等で示すこと。 ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙の写しも提出すること。
補助対象設備の施工前の事業所の状況を記録したカラー写真	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したものの。 ・Web上の地図サービスにおける風景画像は不可。 ・鮮明な写真であること。 ・参考様式等の任意様式により提出すること。
既存設備の型番が分かるカラー写真	—	—	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の型番の表示ラベル等を写したものの。
既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られることが確認できる書類	—	—	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式等の任意様式により提出すること（算定に使用した数値が分かる根拠書類を添付すること。）。)
設備設置同意書（別記第5号様式）	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出すること。
誓約書兼同意書（別記第6号様式）	○	○	○	○	○	
債権・債務者登録申出書	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の口座であること。 ・県に口座登録がない場合のみ提出すること。
口座情報等が確認できる資料	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳やキャッシュカードの写し等。 ・県に口座登録がない場合のみ提出すること。
交付申請チェックシート	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定の様式により提出すること。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 —：提出不要

(5) 交付申請時の留意事項

①事業所について

補助対象となる事業所は、原則、工場・作業場・店舗・事務所等の建物とします。

なお、不動産賃貸業を行っている場合で、賃貸物件において事業者ではない入居者等が使用する設備は補助対象外とします。(※個別の入居者等に属していない共用部分については、対象となる場合があります。)

②所有について

事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、設備設置同意書(別記第5号様式)の提出が必要です。

③カラー写真について

交付申請時は施工前の写真を、実績報告時は施工前・施工後両方の写真を提出いただきます。

施工前後で比較できるよう、同じ角度から撮影したものをご提出ください。また、日没後の撮影等で事業所の全景及び設備設置(予定)箇所がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する場合があります。

なお、写真は設備の台数が確認できるよう撮影することとし、特に太陽光発電設備においては、パネル枚数が確認できるよう撮影してください(一枚の写真に納まりきらない場合は、目印を置いて複数枚に分けて撮影すること。)

④補助対象となる事業所数について

補助対象となるのは原則1つの建物です。例えば、1つの事業所敷地内に2つの工場があり、その両方に補助対象設備を設置する場合、1つの工場分しか補助対象にならない場合がありますので、このような場合は事前に脱炭素政策課までご相談ください。

⑤申請回数について

同一の補助対象者又は事業所につき、これまで同種の設備において、和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は和歌山県事業者向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けていないことが必要です。

例えば、太陽光発電設備(蓄電池含む)、高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯機器の4つの補助対象設備について、令和7年度に太陽光発電設備(蓄電池含む)と高効率照明機器の補助金の交付を受けた場合、令和8年度以降に申請できるのは、高効率空調機器と高効率給湯機器のみです。

⑥補助対象経費の支払方法について

金銭取引の客観性を担保するため、支払方法は原則、銀行振込とします。手形や小切手による支払いは認められません。

また、原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

6 補助事業の変更・中止について

補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止する場合は、あらかじめ下記の手続きが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。） 補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の 20%以下の増減を除く。）しようとする場合 	変更承認申請書（別記第8号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合 	中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を県まで提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 	速やかに報告してください。
<ul style="list-style-type: none"> 補助金の変更交付を申請しようとする場合 	変更交付申請書（別記第10号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、県まで提出してください。 <u>ただし、補助金額の増額は認められません。</u>

7 実績報告について

(1) 提出期限

下記①②のいずれか早い日の 17 時まで

①補助事業の完了の日から 60 日を経過する日

②令和9年2月1日（月）

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控

え（報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 脱炭素推進班（県庁本館4階）

(4) 提出書類

	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池	高効率空調機器	高効率照明機器	高効率給湯機器	備考
実績報告書（別記規則第2号様式）	○	○	○	○	○	
事業実績報告書（別記第11号様式）	○	○	○	○	○	
収支決算書（別記第12号様式）	○	○	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日以降に契約締結を行っているもので、収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・申請者と契約者が同一であること。 ・申請者（お客様）控えであること。 ・注文書による場合は、注文請書とセットになっていること。
補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者あて発行されたもの（フルネームを確認できること。）で、収入印紙が貼付され、消印があるもの。 ・領収日、金額、支払い内容、並びに発行者の氏名、住所及び押印を確認できること。 <p>【ローン、クレジットの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等の写し ・初回の支払いが完了したことを証する書類 <p>※設備の所有権が申請者に移転していることが必要です。</p>
補助対象設備の保証書の写し	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者が発行したもの。 ・申請者の氏名及び住所、製造事業者名、型番、保証開始日及び保証期間を確認できること。
補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前は、事業所の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したもの。 ・施工後は、事業所の全景（正面

						(玄関位置)から撮影したもの)及び設備設置箇所の全景を写したものの。 ・Web上の地図サービスにおける風景画像は不可。 ・鮮明な写真であること。 ・参考様式等の任意様式により提出すること。
電力系統への連系内容が確認できる書類の写し	○	—	—	—	—	・非FITであること、系統連系開始日が分かるもの。 ・申請者と発電者(電力需給契約者)が同一であること。 ・発電場所と設置場所が一致していること。
太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類	—	○	—	—	—	・構造図・配線図・結線図等の写し。
蓄電池設備設置届出書の写し	—	△	—	—	—	・消防署の受理印がある等、消防署に提出したことが分かるもの。 ・事業所に業務用蓄電池を設置する場合のみ提出すること。
既存設備のフロンの引取証明書の写し	—	—	△	—	—	・既存設備が業務用空調機器の場合のみ提出すること。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	△	△	△	△	△	・原本(発行日から3か月以内のもの)。 ・登記情報提供サービスは不可。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出すること。
実績報告チェックシート	○	○	○	○	○	・県指定の様式により提出すること。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 —：提出不要

8 その他留意事項

(1) 財産管理について

補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2) 太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等の報告について

法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量

の実績について記録し、知事から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第7号様式）により報告しなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が50%に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

(3) 環境価値の取引の制限について

法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について J-クレジット制度への登録を行わないでください。

(4) 財産の処分の制限について

補助事業により取得した設備（取得価格が50万円以上のもの）について、処分の制限を受けます。やむを得ず以下に定める『財産の処分の制限を受ける期間』内に財産処分を行う場合は、財産処分承認申請書（別記第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。

(5) 書類の保管について

補助金に係る書類の保管期間については、以下のとおりです（データ保管が可能なものは、データで構いません。）。

『財産の処分の制限を受ける期間』及び『書類の保管期間』

【一般的な設備の法定耐用年数】

- 太陽光発電設備（自家消費型）：17年
- 蓄電池：6年
- 高効率空調機器：（建物附属設備の場合）15年 ※冷凍機の出力が22kW以下のものは13年
（器具及び備品の場合）6年
- 高効率照明機器：15年
- 高効率給湯機器：6年

(6) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

上記に該当する場合は、事前に脱炭素政策課までご相談ください。

(7) 売電により収益が発生した場合の補助金の返還について

売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になる場合があります。

事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不用を判断することになっています。

計算式：収益納付額＝(A－B)×(C/D)－E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

【問合せ先】

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課

TEL:073-441-2674

FAX:073-433-3590

Email: e0320003@pref.wakayama.lg.jp